

令和 7 年 鰯ヶ沢町農業委員会 第 9 回定例総会会議録

令和 7 年 9 月 1 0 日（水）午前 1 0 時 0 0 分開議
鰯ヶ沢町役場 2 階委員会室

1. 開会
2. 会期の決定
3. 会議録署名者の指名及び書記の任命
4. 諸般の報告
5. 議案の上程
6. 議案の審議（許可・承認）
7. 閉 会
8. その他

◎出席委員 13名

1 番 神 文人	9 番 野呂 奈穂子
2 番 花田 清美	10 番 佐藤 松子
3 番 一戸 悦雄	11 番 木村 暢子
4 番 長谷川 貴輝	12 番 三上 三樹
5 番 大谷 大輝	13 番 工藤 清
7 番 今 仁司	14 番 木村 賢一
8 番 神 秀穂	

◎欠席委員 6 番 木村 優仁

事務局	1. 開会 ただ今より令和7年第9回定例総会を開会致します。 はじめに、木村会長より挨拶をお願いします。
会長	(会長挨拶)
事務局	それではこれから会議に入ります。鯉ヶ沢町農業委員会会議規則第5条の規定により議長は会長が務めることとなっておりますので、議事は木村会長が進行します。会長、よろしくお願いします。
議長	ただ今の出席委員は14名中13名でございます。よって本日の定例総会は定足数に達しておりますので会議は成立致しました。 (午前10時00分)
議長	2. 会期の決定 審議に入ります。まず会期の決定を議題と致します。本日の会期は、午前10時から正午までとします。この議題にご異議ございませんか。
議長	議場 「異議なし」という声あり
議長	異議なしということでありますので、本日の会期は午前10時から正午までと決定致します。
議長	3. 会議録署名者の指名及び書記の任命 会議録署名者の指名及び書記の任命については本総会会議規則第14条第2項の規定により議長が指名致します。会議録署名者を4番の長谷川貴輝委員、11番の木村暢子委員にお願いします。 書記については事務局職員にお願いします。
議長	4. 諸般の報告

議長

諸般の報告を事務局お願いします。

事務局

報告第1号

令和7年8月15日

農地移動適正化あっせん委員会

場 所：鯉ヶ沢町役場1階 会議室2

出席者：花田清美委員、川田春實推進委員、事務局（工藤、齋藤）

報告第2号

令和7年8月22日

令農地法第3条の許可申請に係る事前調査会

場 所：大字長平町字甲音羽山地内

出席者：花田清美委員、齋藤祐介推進委員、
事務局（工藤、齋藤）

報告第2号

令和7年8月22日

耕作放棄地の非農地認定に係る調査会

場 所：大字北浮田町字今須地内

出席者：花田清美委員、齋藤祐介推進委員、
事務局（工藤、齋藤）

それでは報告案件の1番について詳細を説明します。

令和7年7月25日日付けで農地の転用事実に関する照会が青森地方法務局五所川原支局よりありましたので、下記のとおり調査、報告しております。

申請者の住所及び氏名は記載のとおりであります。

土地の所在は大字姥袋町字霜坂滝ノ下26番2 登記地目は 田 面積は 85 m²となっております。

この土地について、山林に地目変更する申請があったことから、照会があったものです。

調査については、8月8日に現地確認をしており、その調査員として、工藤 清委員、木村 優司二委員、坂本長久推進委員の3名に判断していただいております。

申請者の代理人の立会いの下調査した結果、現地は数十年前から杉を植えており、山林となっている状況にありました。

今回の申請については、現地調査にあたった委員3名とも非農地であると判断いたしました。

次に、農地の所有者から当該農地が農地に該当しないことの確認を依頼されました。このことにつきましては「農地法の運用について」第4の(3)の手続きに基づき、判断を行うこととなっております。

4ページをお開き下さい。

申請のありました2件について、8月22日に現地確認をしており、その調査員として、花田 清美委員、齋藤祐介推進委員の2名に判断していただいております。

それでは詳細について説明いたします。5ページをお開きください
1番、

住所が北浮田町字今須123番 1筆で

その合計面積は2,446 m²

台帳地目及び所有者は記載のとおりであります。

事務局	5 ページに掲載しております写真のとおり、現況は森林化しており非農地として判断をいたしております。 2 番、 住所が北浮田町字今須 124 番 39 1 筆で その合計面積は 795 m² 台帳地目及び所有者は記載のとおりであります。 5 ページに掲載しております写真のとおり、現況は森林化しており非農地として判断をいたしております。 この土地につきましては、土地の所有者に非農地通知書が送付されるほか、法務局、県、町の農林部局に通知されます。また、農業委員会の農地台帳からこの土地の面積が除外されることとなります。 土地所有者は送付された非農地通知書をもって法務局に行けば地目の変更が可能となります。 以上です。
議長	5. 議案の上程 議案の上程を致します。 議案第 29 号 農地法第 3 条第 1 項の規定に基づく農業委員会の許可について 以上 1 議案を上程致します。
議長	6. 議案の審議 議案第 29 号、農地法第 3 条第 1 項の規定に基づく農業委員会の許可について事務局に説明を求めます。 それでは議案第 29 号の説明に入ります。6 ページをお開き下さい。
事務局	番号 85 番 農地の所在 大字長平町字甲音羽山 64 番 52 地 目 登記は原野、現況は畑 面 積 121 m² 外 5 筆で合計面積は 7,423 m²です。 譲渡人と譲受人は記載のとおりです。 あっせん売買による所有権移転 このことについて、資料 7 頁をごらんください。 法第 3 条第 2 項の第 1 号から第 6 号までのうち、第 2 項第 6 号をご覧ください。 番号 85 番については大豆等を作付けしており、所有権移転後においても同様の管理を行う計画であります。本件の権利取得により周辺の農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないものと考えられます。 なお、8 月 22 日に花田清美委員、齋藤裕介推進委員と事務局が現地調査を行い、周辺の利用状況を確認しました。

事務局	その結果、農地法第3条第2項各号に該当しないため許可要件のすべてを満たすと考えます。 以上で説明を終わります。
議長	ただいまの番号85番、については、あっせん委員会が開催されておりますので、当日のあっせん委員にあたった推進委員の川田春實推進委員より、結果報告をお願いします。
川田推進委員	それでは、農用地売買あっせん結果についてご報告いたします。 議案第29号85番をご覧ください。 譲渡人の住所、氏名については記載のとおりです。 譲受人の住所、氏名についても記載のとおりです。 譲渡人所有の長平町字甲音羽山64番52、登記簿地目は原野、現況は畑、面積が121㎡、外5筆で合計面積7,423㎡の移動に関して、令和7年8月15日午前10時から、あっせん委員会を開催いたしました。 会長から指名されましたあっせん委員は私と農業委員の花田 清美委員の2名です。 本件に関して、よく事情を聞き取りし、検討した結果、双方の申し出が適正であると認められたので、売買価格を約37万1千円とすることに異議ないものとして決定し、あっせんが成立いたしました。 なお、10アール当たりでは、約5万円となります。 以上報告を終わります。
議長	それでは議案第29号について審議に入ります。 議案第29号につきまして、ご異議、ご質問等を許します。 なお、質問等をする委員は挙手して委員番号と氏名を言ってから発言をするようお願いします。
議場	〔「異議なし」という声あり〕
議長	異議なしとのことですので、採決致します。議案第29号について原案のとおり承認することに賛成の方は挙手をお願いします。
議場	(全員挙手)
議長	全員賛成ですので議案第29号は、原案どおり承認することに決定しました。
議長	7. 閉会 以上で本日の議案の審議は全て終了致しました。 みなさんご協力ありがとうございました。 これをもって令和7年第9回定例総会を閉会いたします。 その他として事務局から連絡事項をお願いします。
議長	8. その他 ・ 次回の総会は10月10日（金）午前10時に開催予定。

議長

その他、特になければこれで全日程を終了いたします。

会 長 木 村 賢 一

会議録署名者 長谷川 貴 輝

〃 木 村 暢 子